

議案提出について

議案「教員定数の抜本的な増員等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者
金沢市議会議員 大桑 初枝
" 広田 代美 嘉昭
" 森 尾

議会議案第18号

教員定数の抜本的な増員等を求める意見書

教員勤務実態調査によると、小学校の教員は一日平均4時間25分の授業を行っており、1時間の授業について1時間程度の授業の準備が必要とする国の基準に照らせば、連日の超過勤務は必然であり、勤務時間が一日平均12時間近くになっている状況は、看過できない深刻なものとなっている。

さらに、今般の主体的・対話的な深い学びの要請は、従来以上の授業時間等を教員に求めていると言えるし、授業以外でも子どもの貧困、いじめや校内暴力の増加、不登校比率の高まりでの推移、外国人や発達障害の児童・生徒数の増加など、教員の業務は複雑化、多様化しており、教員の業務の増大は避けられない状況となっている。

一刻も早くこの状況を是正すべきだが、授業は教員以外に担えるものではなく、教員一人当たりの担当授業数を適正な水準まで引き下げるには、教員数が余りにも少ない。

よって、国におかれては、教員の命と健康を守り、子どもへのきめ細やかな教育を可能とするため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 学校における働き方改革を実施するため、教員定数の抜本的な増員を行うこと。
- 2 創意あふれる授業と子どもの生活指導のための時間を確保した上で、教員の意見を十分に反映させて、思い切った業務の整理・削減を進めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「労働者の声を踏まえた真の『働き方改革』の実現を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者

金沢市議会議員	松井	桑田	大廣	麦山	森田	森	尾中	初美	隆枝代	由起子	一敏	嘉昭	利雄
"													
"													
"													
"													
"													
"													
"													

議会議案第19号

労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書

「働き方改革」関連法案は、残業時間の上限規制、同一労働同一賃金の導入、裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度を柱とする規制強化と規制緩和という方向性の異なる法案から成っている。

信憑性を欠くデータに基づいた裁量労働制については今国会では削除されたが、時間外労働をしても残業代が出ない高度プロフェッショナル制度は残っており、過労死しても自己責任とされてしまうなど、長時間労働をさらに助長することは明らかである。

残業時間の上限規制の法制化は画期的だが、その内容は極めて不十分である。また、健康確保措置の中身も不明確であり、過労死ラインの残業を容認し、長時間労働にお墨つきを与えるかねない。

「働き方改革」関連法案は、その名に反し、長時間労働をいかに抑制し、生活時間をどう確保するかという労働者の視点が極めて弱い。労働時間は労働者にとって最も基本的な労働条件であり、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールである労働条件規制を搖るがることは断じて許されない。

よって、国におかれでは、労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」が実現するよう、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 数多くの論点がある複数の法案を一括して提出する手法をとらないこと。
 - 2 裁量労働制の対象業務の拡大のみならず、高度プロフェッショナル制度も削除し、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間1ヶ月45時間とする厚生労働大臣告示を法律へ格上げすること。
 - 3 全ての労働者を対象に、24時間につき継続して11時間以上の休息時間を与える休息時間（勤務間インターバル）規制を導入すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「拙速な憲法改正を行わないことを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者

金沢市議会議員	松井 隆徹
"	麦田 由起子
"	山本 敏一
"	森 西利雄
"	中西 利雄

議会議案第20号

拙速な憲法改正を行わないことを求める意見書

日本国憲法第9条は、現在の憲法が掲げる三大原則の一つである平和主義に関して規定した条文であり、絶えず戦争を繰り返してきた人類の歴史において、恒久的な平和と安全をもたらす、まさに世界に誇るべき人類の英知が集められたものである。

そのような中、安倍首相は、憲法記念日である昨年の5月3日、ビデオメッセージで憲法第9条に自衛隊を明文化することに言及し、さらに、ことしの年頭会見においても、憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正に向けた国民的な議論を一層深めていくと発言するなど、憲法第9条の改正に意欲を見せており、ことし中には憲法改正の発議を行い、国民投票を経て2020年に改正憲法の施行を目指すとしている。

しかしながら、日本世論調査会が昨年の12月に行った世論調査によると、憲法第9条の改正について必要ないと回答が53%と過半数を超え、改憲の国会論議を急ぐ必要はないとの回答が67.2%に上るなど、国民のコンセンサスを得ているとは言いがたい状況である。また、国民投票の手続を決める国民投票法の問題点も指摘されているなど、我が国最高規範である憲法を改正するに当たり、速断に過ぎると言わざるを得ない。

よって、国におかれでは、スケジュールありきの政治主導の拙速な改憲の議論ではなく、憲法第9条の改正に慎重な世論が多いことに鑑み、期日にとらわれずに与野党で幅広く慎重に議論することを強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「生活保護基準引き下げの撤回等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規 様

提出者

金沢市議会議員	松井	隆枝
"	桑田	代徹
"	大広	初美
"	麦田	由起子
"	山本	敏一
"	森森	昭嘉
"	尾中	利雄

議会議案第21号

生活保護基準引き下げの撤回等を求める意見書

憲法第25条に基づく生活保護制度は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する生存権の制度であるが、今回の生活保護基準額の見直しにより、2018年10月から段階的に削減され、生活扶助基準額は最大で5%、母子加算額は平均で約20%減額されることとなり、推計で約67%もの世帯で受給額が減少することとなる。

また、生活保護基準は、最低賃金や就学援助などの諸制度とも連動しているため、低所得者層を中心とする生活保護受給世帯ではない市民の生活にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

そもそも、今回の基準額の算定は、所得における下位10%の階層の消費水準に合わせる方法で行われるが、この階層には、生活保護を受給しないが生活保護基準以下の生活を送っている人が多数含まれていることから、限界なく基準を引き下げ続けることになり、貧困の連鎖を続けることになりかねない。見直し案を審議した社会保障審議会生活保護基準部会の報告書でも、検証結果を機械的に当てはめると子どもの健全育成のための費用が確保されない恐れがあることや、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉えていると本来あるべき水準を割ってしまう懸念があることに注意を促している。

よって、国におかれでは、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を維持し、貧困の連鎖を防ぐため、下記の事項を講じることを強く要望する。

記

- 1 生活扶助基準額及び母子加算額の引き下げを撤回し、生活保護基準額の算定に当たっては、健康で文化的な最低限度の生活を保障する額にすること。
 - 2 生活保護世帯における貧困の連鎖を解消し、生活保護世帯の子どもが一般世帯の子どもと比べて特段の制約を受けずに育つことができるようにするために、子どもの貧困問題や貧困の連鎖の観点から生活保護制度のあり方を抜本的に検討するとともに、特に子どものいる世帯の生活保護基準を引き下げないようにすること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「自衛隊が任務遂行に邁進できる環境整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者	金沢市議会議員	清誠一人子治誠道
"	野和	
"	源高喜	一人
"	高野	人子
"	久松	治誠道
"	本保	
"	村林	
"	小玉	
"	浩勝正洋理	

議会議案第22号

自衛隊が任務遂行に邁進できる環境整備を求める意見書

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮によるたび重なる核実験及び弾道ミサイル発射や、中国及びロシアによる我が国の周辺空・海域などの活動の拡大・活発化などにより、一層厳しさを増している。また、今冬の大雪による国道8号の渋滞解消のための除雪作業を初め、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨などの災害時における自衛隊の献身的な活動は、被災地はもちろん多くの国民から深い感謝が寄せられているほか、国際社会からも高い評価を受けている。

このようなことから、我が国の防衛を担う自衛隊の負担が著しく増している。そうした中少子化による隊員の人員不足・高齢化は任務遂行上大きな課題となっている。

よって、国におかれでは、隊員の待遇改善や募集施策の強化による充足率向上を図るなど、自衛隊員が透徹した使命観のもとに後顧の憂いなく、高い誇りと自信を持って、國の防衛はもとより大規模・特殊災害対応及び国際平和協力活動等、多種多様な任務遂行に専念できる自衛隊法を初めとした法体系を含む環境整備を速やかに整えることを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「豪雪被害に対する支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者	金沢市議会議員	理	治誠清誠	一人人子敏道昭
"	松小源高喜	和	浩勝正洋	
"	高喜高野久	勝	一	
"	岩本保	洋	一	
"	森玉森	野尾	嘉	
"				
"				
"				
"				
"				
"				
"				
"				

議会議案第23号

豪雪被害に対する支援を求める意見書

ことしの1月から2月にかけて北陸地方を中心に襲った記録的な豪雪は、路面凍結による交通事故の多発、公共交通機関の不通などの交通障害、除雪作業中の事故や農業用ハウス等の損壊など、市民の日常生活や経済活動等に大きな影響をもたらしたところである。

本市においては、市民の日常生活や経済活動を確保するため、道路等の除排雪、農業関係者への支援、災害の防止や復旧などに懸命に取り組んでいるが、除排雪に係る費用が当初予算の10倍を超えるなど、その対応に大きな負担を強いられており、特別交付税の繰り上げ交付等の財政的支援はあったものの、各種財源の確保が大変重要となっており、国による支援が不可欠である。

よって、国におかれては、市民が豪雪時にも安全・安心に暮らせるよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 住民の安全・安心を確保するため、幹線主要道路はもちろんのこと、地域の重要生活道路等の除雪費補助の拡充を行うこと。
- 2 農業関係者が置かれている厳しい状況を酌み取り、農産物や農業用施設等の被害に係る支援を行うこと。
- 3 高齢化が進む中、地域の実情に即した除排雪体制の構築や安全な屋根の雪下ろしの体制整備に対する支援の充実を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「中小河川の河道掘削への支援等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年3月23日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者 金沢市議会議員	和	清誠
野	浩勝	一人
源	正洋	人子
高	理	治誠敏
喜		道
高		
本		
保		
村		
林		
久		
松		
小		
森		
玉		
野		

議会議案第24号

中小河川の河道掘削への支援等を求める意見書

近年の地方での中小河川の洪水被害の原因として、土砂の流入による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が挙げられるが、地方自治体が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、おのおの単費予算で行われており、なかなか進んでいないのが実情である。

そのような中、国は、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた、中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、浸水被害対策の一つとして、中小河川の河道掘削を盛り込んだところである。

しかしながら、対策プロジェクトはおおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても、重要水防区間のうち、近年の洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間に限定されているなど、必ずしも地方自治体にとって活用しやすい施策とは言いがたいものである。

よって、国におかれでは、今回の対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとってより有効な施策となるよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 時限的措置である中小河川緊急治水対策プロジェクトについて、恒久的な制度となるよう検討するとともに、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算額を確保すること。
- 2 対策プロジェクトでは、河道掘削の対策箇所を限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟に対応できるよう、対策箇所の拡大も含めて検討するとともに、市町村が管理する準用河川等への活用についても配慮すること。
- 3 国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要で効果的な対策を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。